

平成30年6月12日午後4時より、避難者訴訟第3陣の第2回口頭弁論が実施されました。提訴から第1回期日までは半年以上の時間がかかりましたが、本期日は前回から約2か月で実施されました。今後もしばらくは同様のペースで期日が入っていくものと思われま

1 本日の裁判の状況

前回行われた第1回の期日では、原告側の主張が記載された「訴状」、被告側の反論が記載された「答弁書」が提出されていました。訴状において、既に、私たちの請求内容については一定の主張をしていたものですが、第1陣の判決などを踏まえ、裁判官らに私たちの請求内容を十分理解してもらうためには、①故郷（ふるさと）喪失が原告の皆様にも甚大な精神的苦痛を与えていることと、②故郷には多種多様な機能があり、故郷が失われると、精神的苦痛がもたらされるのみならず、その多種多様な機能まで失われることとなってしまうことについて主張を補充する必要があると考えましたので、それぞれ「準備書面（1）」（①について）、「準備書面（2）」（②について）という書面を作成して提出しました。

なお、①精神的苦痛と、②故郷の機能喪失は別の概念であり、一緒くたにして金銭評価するのではなく、それぞれについて十分な金銭評価を受けなければならないと考えたことから、あえて別の書面として提出したものです。

2 意見陳述書の状況

通常の裁判であれば、双方（もしくは一方）が書面を提出し、裁判官から双方（もしくは一方）に宿題が出されて終わり、ということが多いのですが、この裁判は、史上最悪の公害事件の被害者が集団で訴え出ている大事件ですので、その重みを3人の裁判官（特に、この4月からいわきの裁判所に転勤してきた2名の裁判官）に十分理解してもらうため、第1回期日と同様、原告1名、弁護士2名より、口頭で意見を述べる「意見陳述」を行いました。

（1）原告の意見陳述

原告で意見陳述を行ったのは、本件原発事故当時富岡町に住んでいたIさんです。

Iさんは、戦国時代より続いているといわれる農家の8代目として富岡町にて農業に従事し、近所の農家を束ね、組合の結成に尽力されるなどしていました。また、行政区内のリーダーとしても奮闘されており、ソフトボール大会等の地域行事を取

り仕切っていました。

このような人生と、「モノ」扱いされているかのような避難生活の苦痛、そして、本件原発事故により人生が奪われたことに対する無念につき、大変力のこもった意見陳述を頂きました。

私たち弁護団員も、様々な方の話を伺っているところではありますが、やはり、改めてこのような被害実態についてお話し頂くと、胸にぐっと来るものがありました。ですので、裁判官たちにも、必ずやその無念は伝わっているものと思います。

裁判官たちに被害の実態を理解してもらうには、私たち弁護団員からの主張ももちろん重要ではありますが、数多くの当事者の方の「生の声」届けることが何よりも重要です。今後も期日のたびに原告の皆様より意見陳述を頂く予定ですので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

(2) 弁護士の意見陳述

ア まず、仙台の弁護団員である私都築より、故郷喪失による甚大な精神的苦痛について意見陳述を行わせて頂きました。先にも述べたことではありますが、何よりも「生の声」を届けることが重要であると考えたことから、先行する第1陣訴訟における証人尋問を数多く引用して故郷喪失の精神的苦痛が甚大であることについて述べさせて頂きました。「帰れるかどうかわからないですけど、やっぱり双葉で生活した幸せな時代が自分の今までの人生の中では幸せだったので」「故郷という歌を今聞くと、胸をぐっつつかんで、…寂しさ、悲しさ、悔しさがあります。それで、…みんな慟哭し、聞いていることもできない、演奏することもできないという状態になってしまいます」というような第1陣原告らの生の声は、故郷喪失が与える精神的苦痛の大きさを物語るものでした。私としては、可能な限り、原告の皆様の無念さを代弁することができるように、精一杯心を込めて陳述させて頂いたつもりです。

イ 続いて、同じく仙台の弁護団員である高橋芳代子弁護士より、本件原発事故によって失われた故郷の機能についての意見陳述を行いました。「故郷」には、「おすそ分け」のように、互いに食料を調達するような働き（生活費代替機能）、山菜採りに代表される自然からの採取活動に伴う精神的・文化的価値、豊かな自然や人間関係の中で人間性を育む機能（人格発展機能）、農作業や冠婚葬祭、子育て等を互いに助け合って行うという機能（相互扶助・共助・福祉機能）、消防団活動に代表される行政機能を補完する機能（行政代替・補完機能）、住民同士の協力により自然環境を保持する機能（環境保全・維持機能）というような、様々な機能が存在するものですが、本件原発事故によりこのような機能が全て失われていることについて具体的に説明を致しました。

3 今後の進行

当弁護団では、裁判官たちに「故郷」について具体的に知ってもらうため、今後、原告の皆様が多くが居住していた富岡町の歴史について具体的に明らかにする書面を作成して提出する予定です。

また、今回の提訴においては、裁判官たちに「故郷喪失」について逃げずに正面から判断してもらうため、避難生活を強いられたことに対する慰謝料（避難慰謝料）については現状請求していませんが、この点についても合わせて請求していくのかどうかについても検討していく予定です。

なお、次回の裁判は、8月21日午後4時からです。

4 原告団のみなさまへのお願い

繰り返すにはなりますが、今回の裁判で勝利するためには、当事者の生の声、生の姿を裁判官たちに伝えることが極めて重要です。皆さまが、並々ならぬ決意をもってこの裁判に取り組んでいることを直接伝えることが重要なのです。

ですので、お忙しいところとは思いますが、次回の法廷においても、第3陣の原告団の皆さんを中心に、お誘いあわせの上、できるだけ多くの皆様にご参加頂けますようよろしくお願い申し上げます。

以 上